

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人 藤学園

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。

こうした状況の下、学校法人藤学園(以下、本学園という。)としては、本学園の設置する学校に勤務するすべての職員が、意欲をもって能力を存分に発揮できる環境を整えることは重要と考えており、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、仕事と生活(子育て)との調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間：2020年4月1日～2025年3月31日までの5年間

2. 取組み内容

- (1) 藤学園が設置する大学の学長、中学高等学校の校長及び幼稚園の園長(以下、学校の長という。)は、育児休業法をはじめ関係法令の趣旨を踏まえ、その対象とするすべての職員に対して、採用時、あるいは研修会や諸会議などを通じ、規定等の周知を図るよう努めること。
- (2) 年次有給休暇の取得にあたり学校の長は、適正な健康管理と長時間労働をなくす観点から、学校の教育活動などの実態を踏まえ、当該関係職員に対して計画的に取得しやすい雰囲気づくりと職場環境の整備に努めること。
- (3) 学校の長は、仕事と生活(子育て)の調和を図るために、職場環境の実態などを踏まえ、学校行事の見直しのほか、職員の理解と協力を得て、円滑で効果的な取り組みや業務のより一層の創意工夫を凝らすなど、必要に応じて具体的・効果的な取り組みに努めるものとする。